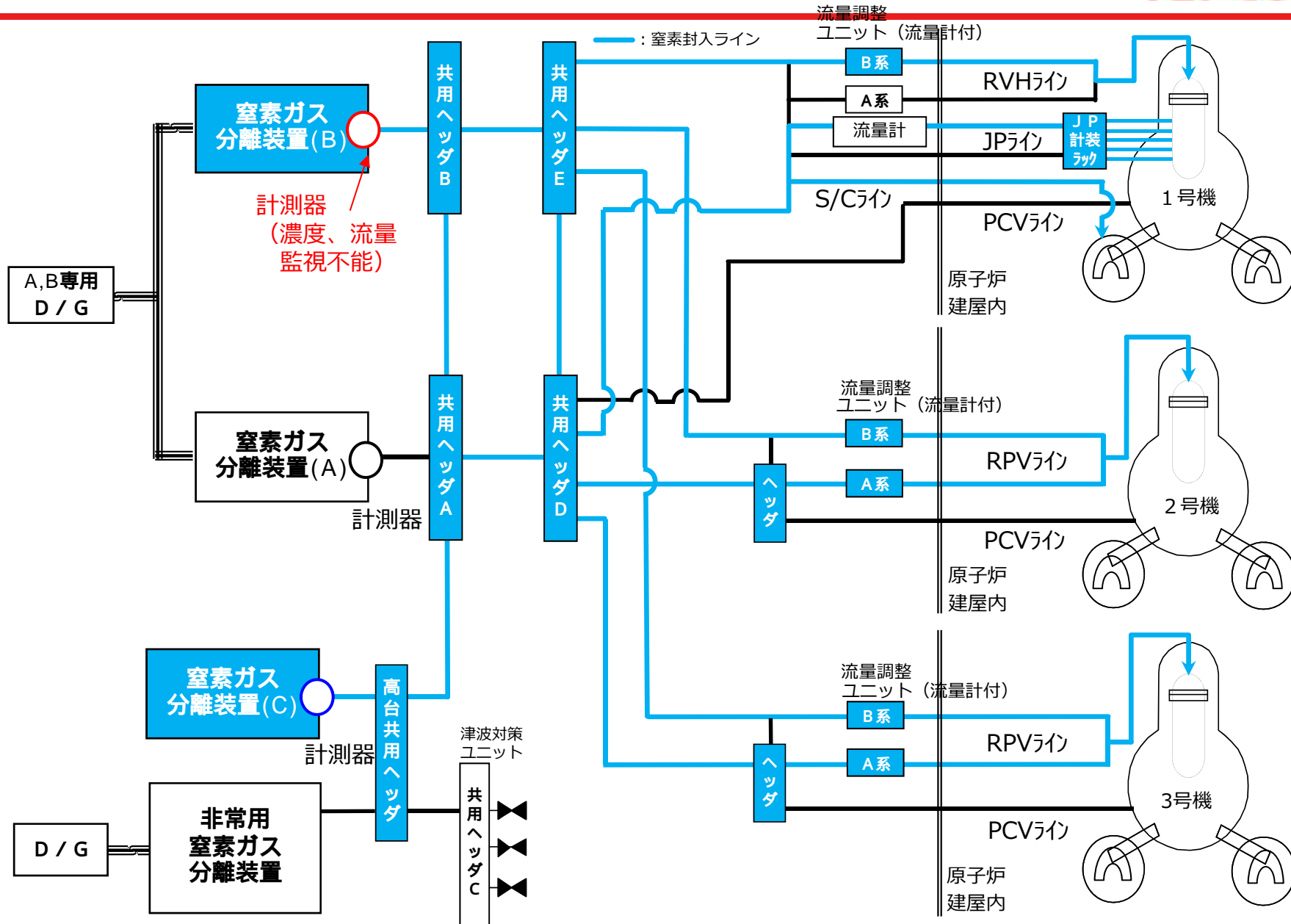


福島第一原子力発電所 窒素封入設備における 運転上の制限からの逸脱と復帰の判断について

< 参 考 資 料 >
2 0 2 0 年 4 月 2 4 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 本日（4月24日）午前10時51分頃、原子炉格納容器内窒素封入設備（以下「当該設備」）について、窒素ガス分離装置（以下「分離装置」）（B）および（C）で運転中のところ、定例試験のため、運転中の分離装置（B）から待機中の分離装置（A）に切り替え操作を実施し、分離装置（B）を停止したところ、窒素流量が低下しないことを当社社員が確認しました。
- これに伴い分離装置（B）の指示値（封入量、濃度、圧力等）を過去に遡り確認したところ、本年（2020年）4月21日午前2時14分、分離装置（B）窒素濃度計に供給する電源が喪失していたことが確認されたことにより、実施計画第1編第25条（格納容器内の不活性雰囲気維持機能）第2項第3号で定める「当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。」ことを確認できないことから、本日（4月24日）午後1時40分、実施計画第1編第25条（格納容器内の不活性雰囲気維持機能）を満足できない（以下「運転上の制限逸脱」）と判断しました。
- 当該設備は、本日（4月24日）午前10時51分、分離装置（B）から（A）に切替えを実施しており、運転中の分離装置（A）および（C）の封入する窒素の濃度が99%以上であることを確認したことから、運転上の制限逸脱からの復帰を、同時刻（4月24日午後1時40分）に判断しました。
- なお、原子炉格納容器内の水素濃度については、運転上の制限で定める2.5%以下を満足していることを確認しています。
- また、プラントパラメータおよびモニタリングポスト、敷地境界連続ダストモニタの指示値に有意な変動がないことを確認しています。

窒素ガス封入設備 封入系統 (4/24 系統切り替え前)



窒素ガス封入設備 封入系統 (4/24 系統切り替え後)

